

巨大災害発生に対する連携体制の強化を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
防災庁設置準備担当大臣  
宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自然災害が激甚化・頻発化する我が国においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震、首都直下地震等の発生も懸念されている中、国民の生命・生活を守るために、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の重要性が増している。

しかしながら、近年、大規模災害の現場においては、分野、所管等を超えた横断的な課題が増加しているが、消防や警察等との事前調整、自治体間の情報共有といった、関係機関同士の連携が不十分であり、被災者支援が遅れる事態が発生している。

こうした状況の中、より円滑な被災者支援に向けては、設置が決定された防災庁による統括の下、被災者の声を丁寧にすくい上げ、現場に寄り添った対応が可能となるよう、協働体制の拡充を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の命と暮らしを守るために、巨大災害発生に対する連携体制の強化により、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 大規模災害等の発生に備え、国の支援体制を強化し、被災地への人員、物資、情報等の支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 医療・福祉、道路、ライフラインなど、各分野と連携し、災害対応に向けた協働体制の整備を平時から徹底すること。
- 3 新設される防災庁においては、地方自治体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策については、関係機関に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。